奈良県告示第四百六十八号

平成二十年八月奈良県告示第二百三十三号（橿原公苑の附属器具の使用料の額の定め）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

表に次のように加える。

フットサル用備品	一セット一日につき	一五〇円